

# 産業保健看護専門家制度に係る規程

## 第1章 総則

### 第1節 産業保健看護専門家制度

(産業保健看護専門家制度)

#### 第1条

日本産業衛生学会(以下「学会」という。)定款第5条(4)の事業を行うため、産業保健看護専門家制度(以下「本制度」という。)を定める。

(定義)

#### 第2条

この規程において「産業保健看護専門家制度登録者(保健師)」(以下「登録者(保健師)」といふ。)とは、産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な最小限の知識、技術、問題解決能力を有していると学会が認定し、第13条第1項に定める産業保健看護専門家制度名簿(以下「名簿」といふ。)に登録した保健師をいう。

2

この規程において「産業保健看護専門家制度登録者(看護師)」(以下「登録者(看護師)」といふ。)とは、産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な最小限の知識、技術、問題解決能力を有していると学会が認定し、第13条第1項に定める名簿に登録した看護師をいう。

3

この規程において「産業保健看護専門家(保健師)」(以下「専門家(保健師)」といふ。)とは、産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な知識、技術、問題解決能力が一定水準にあると学会が認定し、第13条第1項に定める名簿に登録した保健師をいう。

4

この規程において「産業保健看護専門家(看護師)」(以下「専門家(看護師)」といふ。)とは、産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な知識、技術、問題解決能力が一定水準にあると学会が認定し、第13条第1項に定める名簿に登録した看護師をいう。

5

この規程において「産業保健看護上級専門家(保健師)」(以下「上級専門家(保健師)」といふ。)とは、専門家(保健師)又は看護系大学の教授若しくはそれに相当する職位の者のうち、専門家(保健師及び看護師)となろうとする登録者(保健師及び看護師)に対して、必要な産業保健看護に係る研修を指導するにふさわしい能力を有すると学会が認定し、第13条第1項に定める名簿に登録した保健師をいう。

6

この規程において「産業保健看護上級専門家(看護師)」(以下「上級専門家(看護師)」といふ。)とは、専門家(看護師)又は看護系大学の教授若しくはそれに相当する職位の者のうち、専門家(看護師)となろうとする登録者(看護師)に対して、必要な産業保健看護に係る研修を指導するにふさわしい能力を有すると学会が認定し、第13条第1項に定める名簿に登録した看護師をいう。

## 第2節 産業保健看護専門家制度委員会及び実務部会

(産業保健看護専門家制度委員会)

### 第3条

学会に、本制度の運営に係る事項を審議等するために、産業保健看護専門家制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

### 第4条

委員会は、別に定める定員により学会理事及び正会員から選任された委員で構成される。

2

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3

委員の任期は別に定める。

(委員会の審議等事項)

### 第5条

委員会は、次の事項を審議等する。

- 一 本制度の基本方針に係る事項
- 二 登録者(保健師)及び登録者(看護師)(以下「登録者」という。)の認定に係る事項
- 三 専門家(保健師)及び専門家(看護師)(以下「専門家」という。)資格の認定に係る事項
- 四 上級専門家(保健師)及び上級専門家(看護師)(以下「上級専門家」という。)資格の認定に係る事項
- 五 登録者、専門家及び上級専門家の研修に係る事項
- 六 その他制度の運営に係る事項

(会議の開催)

### 第6条

委員長は会議を招集し、その議長となる。

2

委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3

会議は委員の3分の2以上の出席により成立する。

(実務部会の設置)

### 第7条

委員会は、別に定める実務部会を置き、具体的な事項の実施を付託することができる。

2

実務部会は、付託事項の実施を終了したとき、その結果を委員会へ遅滞なく報告し、承認を受けなければならない。

## 第2章 認定試験及び認定審査

### 第1節 資格

(登録資格)

#### 第8条

第11条第1項に定める産業保健看護専門家制度登録者(保健師)認定試験(以下「登録者(保健師)認定試験」という。)に合格した者は、登録者(保健師)として名簿に登録することができる。

2

第11条第2項に定める産業保健看護専門家制度登録者(看護師)認定試験(以下「登録者(看護師)認定試験」という。)に合格した者は、登録者(看護師)として名簿に登録することができる。

3

第11条第3項に定める産業保健看護専門家(保健師)認定試験(以下「専門家(保健師)認定試験」という。)に合格した者は、専門家(保健師)として名簿に登録することができる。

4

第11条第4項に定める産業保健看護専門家(看護師)認定試験(以下「専門家(看護師)認定試験」という。)に合格した者は、専門家(看護師)として名簿に登録することができる。

5

第11条第5項に定める産業保健看護上級専門家(保健師)認定審査(以下「上級専門家(保健師)認定審査」という。)に合格した者は、上級専門家(保健師)として名簿に登録することができる。

6

第11条第6項に定める産業保健看護上級専門家(看護師)認定審査(以下「上級専門家(看護師)認定審査」という。)に合格した者は、上級専門家(看護師)として名簿に登録することができる。

### 第2節 受験資格及び受審資格

(受験資格及び受審資格)

#### 第9条

第11条第1項に定める登録者(保健師)認定試験を受けることができる者は、次の各号に定める条件をすべて満たす者とする。

一 保健師であること

2

第11条第2項に定める登録者(看護師)認定試験を受けることができる者は、次の各号に定める条件をすべて満たす者とする。

一 看護師であること

二 第一種衛生管理者免許を有する者であること

3

第11条第3項に定める専門家(保健師)認定試験を受けることができる者は、登録者であり、次の各号に定める条件をすべて満たす者とする。

- 一 第2条1項に登録された日の翌日から起算して5年以内であること
- 二 保健師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上であること
- 三 別に定める内容について、基礎研修を修了していること
- 四 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が別に定める学会の学術集会、機関誌等において発表されていること
- 五 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 六 別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- 七 上級専門家(保健師)が、専門家(保健師)認定試験の受験要件を満たしていると確認していること

#### 4

第11条第4項に定める専門家(看護師)認定試験を受けることができる者は、登録者であり、次の各号に定める条件をすべて満たす者とする

- 一 第2条2項に登録された日の翌日から起算して5年以内であること
- 二 看護師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上であること
- 三 別に定める内容について、基礎研修を修了していること
- 四 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が別に定める学会の学術集会、機関誌等において発表されていること
- 五 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 六 別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- 七 上級専門家(保健師)若しくは上級専門家(看護師)が専門家(看護師)認定試験の受験要件を満たしていると確認していること

#### 5

第11条第5項に定める上級専門家(保健師)認定審査を受けることができる者は、次の第一号から第六号に定める条件をすべて満たす者、若しくは次の第四号から第七号に定める条件をすべて満たす者とする。

- 一 専門家として登録していること
- 二 第2条3項に登録された日の翌日から起算して、別に定める産業保健看護に係る実務経験、若しくは実践活動が合わせて5年以上であること
- 三 別に定める内容について、継続研修を修了していること
- 四 産業保健看護に係る十分な研究実績があり、その成果が別に定める学会の学術集会、機関誌等において発表されていること
- 五 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 六 別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- 七 現に看護系大学の教授・准教授若しくはそれに相当する職位の者で、別に定める産業保健看護に係る十分な教育研究実績を有するもの

#### 6

第11条第6項に定める上級専門家(看護師)認定審査を受けることができる者は、次の第一号から第六号に定める条件をすべて満たす者、若しくは次の第四号から第七号に定める条件をすべて満たす者とする。

- 一 専門家として登録していること
- 二 第2条4項に登録された日の翌日から起算して、別に定める産業保健看護に係る実務経験、若しくは実践活動が

- 合わせて5年以上であること
- 三 別に定める内容について、継続研修を修了していること
- 四 産業保健看護に係る十分な研究実績があり、その成果が別に定める学会の学術集会、機関誌等において発表されていること
- 五 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 六 別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- 七 現に看護系大学の教授・准教授若しくはそれに相当する職位の者で、別に定める産業保健看護に係る十分な教育実績を有するもの

(受験資格審査)

#### 第10条

理事長は、別に定める申請書を受理したときは、登録者(保健師)認定試験及び登録者(看護師)認定試験(以下「登録者認定試験」という。)、並びに専門家(保健師)認定試験及び専門家(看護師)認定試験(以下「専門家認定試験」という。)の実施に先立って、受験資格の審査を委員会に諮らなければならない。

2

登録者認定試験及び専門家認定試験の受験資格審査の方法及び手数料は別に定める。

3

理事長は、登録者認定試験の受験資格を有すると判定した者に対して、別に定めるとおり、産業保健看護専門家制度登録者(保健師)認定試験受験資格証明証若しくは産業保健看護専門家制度登録者(看護師)認定試験受験資格証明証(以下「登録者認定試験受験資格証明証」という。)を交付する。なお、受験資格を有しないと判定した者に対しては、その旨を文書により通知する。

4

理事長は、専門家認定試験の受験資格を有すると判定した者に対して、別に定めるとおり、産業保健看護専門家(保健師)認定試験受験資格証明証若しくは産業保健看護専門家(看護師)認定試験受験資格証明証(以下「専門家認定試験受験資格証明証」という。)を交付する。なお、受験資格を有しないと判定した者に対しては、その旨を文書により通知する。

5

登録者認定試験受験資格証明証、及び専門家認定試験受験資格証明証の有効期間については別に定める。

#### 第3節 認定試験及び認定審査

(認定試験、認定審査)

#### 第11条

学会は、第9条第1項に定める条件を満たした者からの申請に基づき、登録資格の有無を判定するために登録者(保健師)認定試験を行う。

2

学会は、第9条第2項に定める条件を満たした者からの申請に基づき、登録資格の有無を判定するために登録者(看護師)認定試験を行う。

3

学会は、第9条第3項に定める条件を満たした者からの申請に基づき、登録資格の有無を判定するために専門家(保健

師)認定試験を行う。

4

学会は、第9条第4項に定める条件を満たした者からの申請に基づき、登録資格の有無を判定するために専門家(看護師)認定試験を行う。

5

学会は、第9条第5項に定める条件を満たした者からの申請に基づき、登録資格の有無を判定するために上級専門家(保健師)認定審査を行う。

6

学会は、第9条第6項に定める条件を満たした者からの申請に基づき、登録資格の有無を判定するために上級専門家(看護師)認定審査を行う。

7

登録者認定試験及び専門家認定試験、並びに上級専門家(保健師)認定審査及び上級専門家(看護師)認定審査(以下「上級専門家認定審査」という。)は委員会において行う。

8

登録者認定試験、専門家認定試験及び上級専門家認定審査の方法、並びに手数料は別に定める。

(合格証)

第12条

理事長は、前条第1項若しくは第2項に定める登録者認定試験に合格した者に対して、別に定めるとおり、産業保健看護専門家制度登録者(保健師)認定試験合格証若しくは産業保健看護専門家制度登録者(看護師)認定試験合格証(以下「登録者認定試験合格証」という。)を交付する。なお不合格と判定した者に対しては、別に定める文書によりその旨を通知する。

2

理事長は、前条第3項若しくは第4項に定める専門家認定試験に合格した者に対して、別に定めるとおり、産業保健看護専門家(保健師)認定試験合格証若しくは産業保健看護専門家(看護師)認定試験合格証(以下「専門家認定試験合格証」という。)を交付する。なお不合格と判定した者に対しては、別に定める文書によりその旨を通知する。

3

登録者認定試験合格証及び専門家認定試験合格証の有効期間については別に定める。

4

理事長は、前条第5項若しくは第6項に定める上級専門家認定審査に合格した者に対して、別に定めるとおり、産業保健看護上級専門家(保健師)認定審査合格証若しくは産業保健看護上級専門家(看護師)認定審査合格証(以下「上級専門家認定審査合格証」という。)を交付する。なお不合格と判定した者に対しては、別に定める文書によりその旨を通知する。

5

上級専門家認定審査合格証の有効期間については別に定める。

第3章 登録

第1節 登録

(名簿への登録)

第13条

理事長は、登録者、専門家及び上級専門家として登録する資格を有する者について、申請に基づき、名簿に登録する。

2

名簿に登録される者は、正会員でなければならない。

3

登録者、専門家及び上級専門家として登録する資格を有する者は、別に定める学会の名簿に登録されたのち、登録者、専門家及び上級専門家と称することができる。

4

登録の方法及び手数料については別に定める。

(登録証の交付)

第14条

理事長は、前条第1項で定める名簿の登録とあわせて、別に定める産業保健看護専門家制度登録者(保健師)登録証若しくは産業保健看護専門家制度登録者(看護師)登録証(以下「登録者登録証」という。)をそれぞれ交付する。

2

理事長は、前条第1項で定める名簿の登録とあわせて、別に定める産業保健看護専門家(保健師)登録証若しくは産業保健看護専門家(看護師)登録証(以下「専門家登録証」という。)をそれぞれ交付する。

3

理事長は、前条第1項で定める名簿の登録とあわせて、別に定める産業保健看護上級専門家(保健師)登録証若しくは産業保健看護上級専門家(看護師)登録証(以下「上級専門家登録証」という。)をそれぞれ交付する。

4

登録者登録証、専門家登録証及び上級専門家登録証の有効期間については別に定める。

(手帳の交付)

第15条

理事長は、前条第1項から第3項に定める登録者登録証、専門家登録証及び上級専門家登録証の交付とあわせて、産業保健看護専門家制度手帳(以下「手帳」という。)をそれぞれ交付する。

2

手帳の詳細は別に定める。

(名称独占)

第16条

名簿に登録された者でなければ、登録者と称することはできない。

2

名簿に登録された者でなければ、専門家と称することはできない。

3

名簿に登録された者でなければ、上級専門家と称することはできない。

(登録事項の変更)

## 第17条

登録者、専門家及び上級専門家は、登録を受けている事項について変更が生じたときは、別に定める方法により、遅滞なく、理事長に届け出なければならない。

(登録の更新)

## 第18条

第13条第1項の定めにより名簿に登録された登録者は、別に定めるところにより、登録の更新を行うことができる。

2

第13条第1項の定めにより名簿に登録された専門家は、別に定めるところにより、登録の更新を行うことができる。

3

前項の更新を受けることができる者は、次の各号に定める条件をすべて満たす者とする。

- 一 専門家として登録後、別に定める産業保健看護に係る実務経験があること
- 二 別に定める継続研修を行っていること
- 三 専門家として登録後、別に定める産業保健看護に係る研究業績があること
- 四 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 五 別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

4

第13条第1項の定めにより名簿に登録された上級専門家は、別に定めるところにより、登録の更新を行うことができる。

5

前項の更新を受けることができる者は、次の各号に定める条件をすべて満たす者とする。

- 一 上級専門家として登録後、別に定める産業保健看護に係る実務経験があること、若しくは実践活動を行っていること
- 二 別に定める内容について継続研修を行っていること
- 三 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 四 上級専門家として登録後、別に定める産業保健看護に係る研究業績があること、若しくは別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

6

登録更新の方法及び手数料については別に定める。

(名簿の備え付け及び閲覧)

## 第19条

理事長は、名簿を学会事務局に備え付け、委員会の審議を経た後に、正会員の閲覧に応じるものとする。

## 第2節 登録削除

(名簿からの削除)

## 第20条

理事長は、登録者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、名簿から当該登録者に係る事項を削除するものとする。

- 一 別に定める方法により登録者の登録削除の申し出があったとき
- 二 名簿の登録有効期間を過ぎたとき
- 三 登録者としてふさわしくない行為があったとき
- 四 正会員でなくなったとき
- 五 保健師または看護師でなくなったとき
- 六 専門家として名簿に登録されたとき

2

前項第二号及び第三号に定める事由による登録の削除については、委員会の議を経た後に本人に通知するものとする。この場合、第三号に係る委員会の議は、それぞれ出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

3

第1項第三号、第四号及び第五号に定める事由により名簿から削除された登録者は、登録者資格を喪失したものとみなす。

4

理事長は、専門家が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、名簿から当該専門家に係る事項を削除するものとする。

- 一 別に定める方法により専門家の登録削除の申し出があったとき
- 二 名簿の登録有効期間を過ぎたとき
- 三 専門家としてふさわしくない行為があったとき
- 四 正会員でなくなったとき
- 五 保健師または看護師でなくなったとき
- 六 上級専門家として名簿に登録されたとき

5

前項第二号及び第三号に定める事由による登録の削除については、委員会の議を経た後に本人に通知するものとする。この場合、第三号に係る委員会の議は、それぞれ出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

6

第4項第三号、第四号及び第五号に定める事由により名簿から削除された専門家は、専門家資格を喪失したものとみなす。

7

理事長は、上級専門家が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、名簿から当該上級専門家に係る事項を削除するものとする。

- 一 別に定める方法により、上級専門家の登録削除の申し出があったとき
- 二 名簿の登録有効期間を過ぎたとき
- 三 上級専門家としてふさわしくない行為があったとき
- 四 上級専門家として登録者の指導に対して意欲が認められないとき
- 五 正会員でなくなったとき
- 六 保健師または看護師でなくなったとき

8

前項第二号、第三号及び第四号に定める事由による登録の削除については、委員会の議を経た後に本人に通知するも

のとする。この場合、第三号に係る委員会の議は、それぞれ出席者の3分の2以上の賛成を要するものとする。

9

第7項第三号、第四号、第五号及び第六号に定める事由により名簿から削除された上級専門家は、上級専門家資格を喪失したものとみなす。

### 第3節 再登録

(再登録)

第21条

前条第1項第一号及び第二号、前条第4項第一号及び第二号並びに前項第7項第一号及び第二号に定める事由により名簿から削除された者であっても、別に定める手続きにより名簿への再登録を申請することができる。

2

再登録の方法及び手数料については別に定める。

## 第4章 義務等

(義務)

第22条

登録者、専門家及び上級専門家は、良心に従い、誠実にその役割を遂行しなければならない。

2

登録者は、別に定める方法で、上級専門家の指導の下で、資質向上のために必要な研修を行わなければならない。

3

専門家および上級専門家は、別に定める方法で、資質向上のために必要な研修を行わなければならない。

4

上級専門家は、専門家になろうとする登録者に対する指導に努める。

5

研修や指導等の記録を手帳に記載すること。

## 第5章 研修

### 第1節 研修の種別及び認定

(研修の種別および単位)

第23条

登録者に対して行われる研修を基礎研修、専門家及び上級専門家に対して行われる研修を継続研修という。なお、基礎研修及び継続研修における単位数は別に定める。

(研修認定審査)

第24条

委員会は、研修を実施しようとする機関等からの申請に基づき、別に定める研修項目の範囲への適合を判定するために、

研修認定審査を行う。

2

認定審査の方法は別に定める。

## 第2節 研修の登録

(研修一覧への登録)

第25条

研修認定審査に合格した研修は、別に定める学会の産業保健看護専門家制度研修一覧(以下「研修一覧」という。)に登録されなければならない。

2

研修一覧に登録された研修でなければ、本制度の基礎研修および継続研修の単位として認めることはできない。

(研修一覧の備付け及び閲覧)

第26条

委員会は、研修一覧をホームページに公開し、常に会員の閲覧に応じるものとする。

(研修一覧の削除)

第27条

委員会は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、研修一覧から当該研修に係る事項を削除するものとする。

- 一 別に定める方法により、研修一覧の削除の申し出があったとき
- 二 研修としての要件を満たさなくなった場合
- 三 研修としてふさわしくない行為等があったとき

2

前項第二号及び第三号に定める事由による登録の削除については、委員会の議を経るものとする。この場合、同項第三号に係る委員会の議は、それぞれ出席者の3分の2以上を要するものとする。

(研修一覧への再登録)

第28条

前条第1項第一号に定める事由により研修一覧から削除された研修であっても、別に定める方法により研修一覧への再登録を申請することができる。

## 第6章 産業保健看護専門家制度の運営の評価

(産業保健看護専門家制度の運営の評価)

第29条

委員長は、本制度の運営について、別に定める方法により評価を行わなければならない。

2

委員長は、前条による評価の結果に基づき、本制度の運営について、改善の検討を行わなければならない。

## **第7章 雜則**

(手数料等の返還)

### **第30条**

既に納入した手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(事務局)

### **第31条**

学会に、本制度を担当するための事務局を置く。

(規程の改廃)

### **第32条**

この規程は、学会総会の議決を経なければ改廃することはできない。

(施行細則)

### **第33条**

この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

## **第8章 附則**

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。

2

この規程は一部を変更し、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

3

この規程は一部を変更し、平成 30 年 5 月 17 日から施行する。

(移行措置)

移行措置を別途設ける。